

たまされんぞ！消費者は！



「注文があった健康食品を代金引換で送る」と電話があった。「注文した覚えはない」と訴えると「確かに注文している。代金は二万円。支払わないと訴える」と脅された。経済的にゆとりがないので、そんなに高い健康食品を注文するはずがないのに、翌日業者が言つたとおり商品が届いた。

相談事例(七〇歳代 女性)

注文していないのに健康食品が送られてきた！！

注文していない商品を送りつけ、代金を要求する「送りつけ商法」の被害が全国的に増えています。市内でも昨年度から、健康食品※やカニを勝手に送りつけられ代金を請求されたという相談が寄せられています。

※裏面を参照

〈アドバイス〉

- ・消費者が承諾していないにもかかわらず一方的に商品を送りつけられた場合、代金を支払ってはいけません。商品も受け取ってはいけません。
- ・代金引換の場合は配達業者に受け取りを拒否すると伝えたうえで、万一の場合に備え、送り主の名前、連絡先(住所や電話番号など)をメモしておくようにしましょう。
- ・最近では、代金引換ではなく現金を宅配便などで送らせるなど手口が巧妙化しています。身に覚えのない請求は、はっきり断りましょう。

◎もし困ったり、迷ったりしたときは、東広島市消費生活センターにご相談ください。

東広島市消費生活センター

東広島市役所 2階17番窓口

電話 082-421-7189

(月～金 (祝日・年末年始の市の休日を除く。) 9～12時 13～17時)

※独立行政法人国民生活センター見守り新鮮情報第138号を一部加工

健康食品をめぐる消費者トラブル

健康食品に関する消費者トラブルは昨年度から増加傾向にあります。平成24年度の東広島市消費生活センターが受けた健康食品に関する相談は42件で、増加しています。

(平成23年度：17件)

◆健康食品を利用する際に注意すべきこと

●健康食品は医薬品ではありません！

健康食品は、特定保健用食品(特保)のように国が機能などの表示を許可している「保健機能食品」と、許可していない「いわゆる健康食品」に大きく分かれます。

いずれにしても、健康食品は「食品」であり、薬事法により「治る」「効く」など医薬品的な効果は表示できません。

●健康食品のうたい文句に注意！

健康食品のなかには魅力的なうたい文句が付いているものが多くありますが、それらは製品の有効性や安全性を保障するものではありません。

下の表のような、うたい文句には注意してください。

1	「即効性」「万能」「最高の」「奇跡的な」「驚くべき」	魅力的で過度な期待を抱かせる表現には注意が必要です。
2	「天然・自然」「食品だから安全」「妊婦や小児にも安全」	安全性を印象づける特徴的な文言。天然・自然由来の毒素は多数あり、食経験がある成分でも、継続的に過剰摂取すると有害な影響が出ることがあります。妊婦や小児を対象に安全性を検証した製品は見当たりません。
3	「秘密の成分」「希少な成分」「特許取得成分」	期待する効果とは何の関係もありません。特許の取得も、有効性の評価とは無関係です。
4	「〇〇に効くといわれています」「〇〇という有効成分が入っている」	伝聞説の表現は、明確でないことを意味しています。たとえ有効成分が入っていたとしても微量なら効果は期待できません。
5	「〇〇が治った」	誰もが手軽に入手できる健康食品に病気を治療できる強い作用はありません。また、製品自体を用いて病気の治療効果を実証した報告は見当たりません。
6	「伝統医療」「専門家のお墨付き」「体験談」	特殊な条件で得られた情報であり、効果を客観的に示した情報とはいえません。医師の治療を受けていた可能性もあります。体験談は根拠があいまいで、ねつ造されていることがあります。
7	④(厚生労働省、消費者庁など)の承認	特定保健用食品を除き、国が製品として安全性や有効性を審査・許可した健康食品はありません。

表 注意したいうたい文句の例

(※)国立健康・栄養研究所「健康食品」の安全性・有効性情報「よくある質問」参照

●健康食品を使用するときは

薬の作用を弱めるサプリメントもありますので、使用に当たっては医師や薬剤師などに相談しましょう。

また、健康食品はあくまでも食品なので医薬品のような効果を期待して利用するこがないようにしましょう！

※国民生活センター発行『月刊国民生活6月号』(2013年6月発行)を参考に作成

